$\Diamond$ この議事速報は、 版で、一般への公開用ではありません。 までの間、 審議の参考に供するための未定稿 正規の会議録が発行される

**<> <** 今後、訂正、 後刻速記録を調査して処置することとされた ので、審議の際の引用に当たっては正規の会 は、原発言のまま掲載しています。 発言、理事会で協議することとされた発言等 削除が行われる場合があります

議録と受け取られることのないようお願いい

て質疑に入ります。 〇江﨑委員長 これより原案及び修正案を 括

質疑の申し出がありますので、 階猛君。 順次これを許

り方についてちょっと取り上げさせていただきた りしまして、民法という基本法に関する解釈のあ その部分についてお尋ねした後、若干時間をおと もお越しいただいております。よろしくお願いい いと思っております。厚労省から、髙鳥政務官に 〇階委員 本日は、 少年法の改正案の審議でございますが、 改めまして、おはようございます。

られておりまして、 というのがありました。そこで見直し条項が設け 今回の改正なんですけれども、 それでは、早速質疑に入ります。 平成二十年の少年法の改正の際に附則の三項 「法律の施行後三年を経過し そもそもの経緯

> と認めるときは、その結果に基づいて所要の措置 加えるということであります。 を講ずるものとする。」ということで、この法律 定の施行の状況について検討を加え、必要がある による改正後の規定の施行の状況について検討を いて、」「この法律による改正 一後の規

の平成二十年の改正部分に対応する中身は入って ところが、今回の改正案の中身におきまして、 機会を与えるとか、 かといいますと、被害者の保護のために、 おりません。 充実させるとか、そういう内容だったわけです。 しからば、平成二十年改正の中身は何だったの あるいは情報提供の仕組みを 傍聴の そ

まず大臣からお考えをお聞かせ願えればと思いま 内容になってしまっているのか、この点について、なぜこの平成二十年改正の見直しとかけ離れた

というのがございまして、三年後にきちっと検討 〇谷垣国務大臣 せよということでございました。 したように、平成二十年の改正少年法附則第三項 確かに、委員が今おっしゃいま

直しが必要な事項について御意見を伺って、 構成される平成二十年改正少年法等に関する意見 うな諸制度につきまして、見直しの要否を検討し 十年改正少年法それからその他少年法に関して見 交換会というのをつくりました。 被害者の方や刑事法研究者あるいは弁護士等々で 少年法で導入された諸制度、今お触れになったよ ようということで、平成二十四年の三月に、 そこで、それを踏まえまして、平成二十 そこで、 、平成二 -年改正 犯罪 意見

> 交換を実施してきたところでございます。 平成二十年の改正少年法に関しては

これらの見直しを行うことについては、消 もっと拡大すべきであるとか、あるいはモニター 犯罪被害者の方から、審判傍聴対象事件の範囲 重な御意見が見られたわけでございます。 というような御意見が示されたわけです により審判を傍聴できる制度を導入すべきである を

これらの配慮によって少年が萎縮して、 あるいは少年や保護者に対する心理的な負担とい たわけでございます。 言ができない場合があるというような指摘もあっ 実際に傍聴が実施された事件の審判においては、 うことを指摘される御意見もあった。それから、 く様子がわからないというような少年の不安とか 廷に被害者がいらっしゃらないということで、 具体的に申しますと、少年に対する影響、 十分な発 全

が原則である少年審判について、現時点で傍聴対 制度の対象事件の範囲を拡大するかどうかについ 鋭意努力している状況でありますから、 間がなくて、 要である。それから、 実際に少年に影響を与えた事件もあり、 ことですが、審判傍聴が許可された事件において 度上の問題があるとまでは認められない、これ 象事件の範囲を拡大しなければならないような制 結果、審判傍聴の範囲の拡大については、 一つですね。それから、先ほど申し上げたような | 範囲を拡大することについては慎重な検討が必 そこで、こういう状況を踏まえて検討しました 現在、 制度の定着に向けて関係者 審判傍聴制度はまだ施行後 審判傍聴 非公開 が

込まなかった、こういう経緯でございます。の問題ではないということで今回の法案には盛り方全般にかかわる問題であるから、少年審判のみ題ですが、モニター視聴制度について、もう一点の問まうな御意見というか整理になりまして、そこでのを見守ってから検討するのが相当であるというのを見守ってから検討するのが問題なく軌道に乗るては、もう少し現在の制度が問題なく軌道に乗る

○階委員 まず意見交換会というものが開かれて、 ○階委員 まず意見交換会というものが開かれて、 こなっているということであります。 のはで、きょうも参考人としてお見えになられる のはで、きょうも参考人としてお見えになられる のはで、確かにそれに対して別な委員からいる に対の意見もあったわけですけれども、武さんが に対の意見もあったわけですけれども、武さんが というのも伺っているというの意見かられているということであります。

るべく簡潔に御説明ください。のかというところを、もう一度わかりやすく、なけれども、なぜ武さんの意見を反映されなかったのだと思いますが、これは事務方で結構なんでするべく簡潔に御説明などであるが、法制審議会で今のような結論になった

った。 先ほど申し上げたように、消極、慎重な意見もあ審判傍聴の拡大等々についての意見もある一方で、論を出すものではないものですから、さまざまな論を出すものではないまして、意見交換会は特に結

その後、法務省においてそういった状況を整理

申を得たということでございます。 申を得たということでございます。 中を得たということでございますように、基本して、先ほど大臣のお話にありますように、基本して、先ほど大臣のお話にありますように、基本して、先ほど大臣のお話にありますように、基本して、先ほど大臣のお話にありますように、基本して、先ほど大臣のお話にありますように、基本して、先ほど大臣のお話にありますように、基本して、先ほど大臣のお話にありますように、基本して、先ほど大臣のお話にありますように、基本

○階委員 済みません、法制審議会での議論というよりも、法務省の中での検討でそのように整理うよりも、法務省の中での検討でそのように整理うよりも、法務省の中での検討でそのように整理が、

きょう、いらっしゃいます鳩山先生が法務大臣で のときに私もこの場で質疑を行いました。当時は 申し上げますけれども、 されていました。モニター傍聴を積極的に検討し いらっしゃいまして、このモニター傍聴について ○階委員 特にモニター傍聴の件についてあえて る可能性について大臣にお伺いしたいという質問 公明党の大口委員からも、 弁がありました。また、当時も与党でありました ていく課題として受けとめていきたいという御答 私の質問に対しても非常に前向きな御答弁を な検討課題として我々も勉強し、 鳩山大臣から、これは今後のかなり優 実は、平成二十年の改正 モニター傍聴を導入す 考えていか

> す。 なければならない、こういう答弁があったわけで

ります。
を入れなかったというのは問題だと私は思っておらず、それらを全部無視して、結局モニター傍聴極的に進めるべしという意見があったにもかかわをが、意見交換会では被害者側の積

うか。 〇谷垣国務大臣 えていただきたいと思うんですが、 踏まえて、 この点について、 モニター傍聴というものをもう一度考 モ 大臣 から、 傍聴につきまして こうい いかがでしょ 0 た 経 は、

よく見てみたいなと思っております。でございますので、今後の定着の状況をもう少しでれで、私としては、傍聴制度等々もあるわけおりでございます。

○階委員 その導入の状況を見るのがこの三年間
 ○階委員 その導入の状況を見るのがこの三年間
 ○階委員 その導入の状況を見るのがこの三年間

のえば少年の刑の引き上げでございますけれど のえば少年の刑の引き上げでございます。 で成人の有期刑の引き上げがされました、その との必要があるのであれば、平成十六年の刑法改 たった段階でやる必要はなくて、むしろ、本当に たった段階でやる必要はなくて、むしろ、本当に たった段階でやる必要はなくて、むしろ、本当に のタイミングで、つまり平成二十年改正から三年 のとでかか、これは刑事局長からお願いします。 のとて、かいますけれど

〇林政府参考人 平成十六年の刑法改正では、刑 の本政府参考人 平成十六年の刑法改正では、刑 の上限を二十年から三十年に改めまして、これ ら二十年に改めるとともに、加重した場合の有期 ら二十年に改めるとともに、加重した場合の有期 に伴って当然改めるべき点については附則により

これに対しまして、少年法の刑事処分に関するのよう。ともに対しては成人以上に教育的な処遇が必要、有効に対しては成人以上に教育的な処遇が必要、有効に対しては成人以上に教育的な処遇が必要、有効を認めるものであることから、これらの規定を改正するに当たりましては、年齢区分の是非でありますとかその減軽方法など少年法独自の観点からの検討が不可欠であり、このような検討は平成十六年の刑法改正の趣旨を超えて、平成十六年の刑法改正当時には少年の刑法改正の趣旨を超えて、平成十六年の刑法改正当時には少年の刑事処分に関するのよう。

〇階委員 その割には、今回の引き上げの理由と

りますが、今回引き上げをされるその理由につい 成人の刑の引き上げに合わせて今回やるというの そのような観点から今回の引き上げというのは検 て、大臣からもお願いします。 であれば、 討されたのでしょうか。もし単純に平成十六年の であれば、今回引き上げるというのであれば、よ 引き上げを見送ったのが合理的な判断に基づくの っぽどの理由がないといけないと思うんですが、 ものを縮めるということも言われているわけです。 は、平成十六年の刑法改正の際に少年の刑の 刑 私はちょっと納得がいかない部分があ 間 いてしまったから、 差が 開 いた

○谷垣国務大臣 平成十六年の刑法改正のときに○谷垣国務大臣 平成十六年の刑事処分に関する規定の見直しを行わなか少年の刑事処分に関する規定の見直しを行わなか少年の刑事処分に関する規定の見直しを行わなかとがにとおり、少年法独自の観点からの検討が必上げたとおり、少年法独自の観点からの検討が必当である。

期刑の それから、五年以上十年以下の不定期刑という有 対する刑と少年に対する刑との間に不均衡が出て 場にあるというような事件などにおいて、 期刑の上限の間、十年以下という間に大きな乖離 限を引き上げるわけですが、これは、無期 きてしまうというような指摘がございました。 たる少年と成人も一緒に共犯だけれども従属的立 がございます。そこで、裁判例の中には、 他方、今回の改正で不定期刑の長期と短 判例においても、 - 限が低いために不本意な量刑をせざるを 少年に対して科し得る有 主犯者 成人に 選の上 別形と、 実

> います。 得なかったということを判示しているものがござ

が今回の改正の趣旨でございます。な量刑をなし得るようにする必要があるというのとによって、少年が犯した行為に応じてより適正そういうことから、裁判所の選択肢を広げるこ

刑の緩和刑の上限が同じになってしまって、相当刑の緩和刑より責任の軽い不定期刑の場合と無期 るようにする必要がある。こういったことから、 ではない。 期刑を科す場合の上限を引き上げない場合、 げられるのでありますから、無期刑を緩和して有 こういう措置を今回とることにしました。 との乖離を埋め、 すから、無期刑と、緩和刑としての有期刑の上限 まま無期刑を言い渡すこともできるのでございま によって不定期刑の長期の上限が十五年に引き上 を引き上げることとしておりますが、今回 それから、 あるいは、無期刑を緩和しないでその 今回の改正で無期刑の 裁判所がより適正な量刑をでき 緩 和 刑 | | | | | |  $\mathcal{O}$ 無期 上 正 限

るものではないと私は考えております。関する規定の見直しを行わなかったことと矛盾すす。平成十六年の刑法改正時に少年の刑事処分にの検討を行った結果と言ってよろしいかと思いましますと、今回の改正は、少年法独自の観点からしたがいまして、今申し上げたことを要約いた

不均衡が生じるので、それを是正する必要がある成人と未成年、つまり少年の共犯のときに刑罰にたいんですが、大臣が、引き上げる理由の中で、られたことについてちょっと議論させていただきられたことについてちょっと議論させていただき

- 崔思ノニヽノデーナルデーという趣旨でございました。

ちょっとその辺は定かじゃないので適宜言いかえ いいのかどうか、ここを確認させてください。 には不定期刑の規定は適用されないということで スもあり得ると思うんですが、そういった場合で ていただければいいと思います。そういったこと 仮にそうだとすれば、控訴とか上告がされて、控 適用されないということでいいのかどうか。もし 決時に二十歳以上であればこの不定期刑の規定は 犯行時に例えば十八歳とか十九歳であっても、判 おりまして、処断すべきときということですから たは禁錮をもって処断すべきときは云々となって 該少年がもう二十歳以上になっていたという場合 最終的な、 上告なのか、抗告なのか、特別上告なのか、 - 法の五十二条で、 認したいんですけれども、 裁判に相当の時間がかかるというケー 例えば、最高裁の判断のときに当 少年に対して有期 不定期刑の条文、 の懲役ま

○階委員 つまり、一審で決着がつかずに、さらということでございます。◆本職、少年である場合に、この規定が適用される未満、少年である場合に、この規定が適用される

のときでございますので、それが適用になるといその時点における適用が少年であれば、言い渡しった判決、刑の言い渡しがなされたそのものが、<br/>
〇林政府参考人 その場合には、上訴の対象とな

されるかどうかが決まるということでい

いのです

最終的に判断したところの年齢で不定期刑が適用

うことでございます。

○階委員 つまり、例えば、破棄自判とかいうケ 関刑の適用の有無が判断されるということでよろ 破棄されて自判したその時点の年齢によって不定 れた、そして上訴審で破棄自判という場合には、 れた、そして上訴審で破棄自判という場合には、 の階委員 つまり、例えば、破棄自判とかいうケ

ます。 になりますので、委員の言われるとおりでござい判というような形であれば、そのときの言い渡し判というような形であれば、そのときの言い渡し

○階委員 なぜこういうやりとりをしたかということ、よく、十八歳、十九歳の方と二十歳ぐらいの方、つまり少年と成年が同じ事件に共犯としてかかわったという場合に、一方は不定期刑、一方はがかわったというのは不均衡が生じると言われるわけですけれども、犯行時には成年と未成年であったとしても、重大な事件であれば、当然裁判にもたとしても、重大な事件であれば、当然裁判にもたとしても、重大な事件であれば、当然裁判にもたとしても、重大な事件であれば、当然裁判にもたとしても、重大な事件であれば、当然裁判にもたとしても、重大な事件であれば、当然裁判にもためばないかる。上訴していけばなお時間がかかる。上訴していけばなお時間がかかる。上訴していけばなお時間がかかる。上訴していけばなお時間がかかる。上訴していけばなお時間がかかる。上訴していけばないがというというにより、一方は、大力には、大力により、

はございますでしょうか。
はないかと思うんですが、この点、大臣、御見解づけについては、私は、必ずしも当たらないので不均衡を正さなくちゃいけないという大臣の理由不均衡を正さなくちゃいけないという大臣の理由

**〇谷垣国務大臣** ちょっと今、階委員のおっしゃ

のではないかというふうに思います。階委員のおっしゃる御指摘は必ずしも当たらない生じているということがあるわけですので、私は、らないんですが、現実に幾つかの事例で不均衡をったことを私十分に理解できているかどうかわかったことを私十分に理解できているかどうかわか

○階委員 今の点については、また後で御検討願えればと思いまえての私からの切り返しの質問でしたので、踏まえての私からの切り返しの質問でしたので、踏まえての私からの切り返しの質問でしたの

定期刑は不要だと言っていらっしゃいます。 をされている弁護士さん、望月さんという方も不 考えていらっしゃると。また、 が、最後の六回目で、武さんは不定期刑は不要と ろ、第六回までこの意見交換会が開かれています 換会の議事録を見てみました。そうしましたとこ に言われるんですけれども、 た、下限も五年から十年に引き上げるというふう 不定期刑の上限を十年から十五年に引き上げ、ま はもっと厳罰を望むという声を反映して、今回、 限十年では余りに低過ぎて、やはり被害者として もう一つ、よく被害者としては、 私、 犯罪被害者の支援 先ほどの意見交 不定 期 刑 上

おります。
の声を反映したことになるのではないかと思っての声を反映したことになるのではないかと思って年というような刑に統一した方が、むしろ被害者ば、不定期刑をなくして成人と同じように懲役何ば、不定期刑をなくして成人と同じように懲役何私は、犯罪被害者の声を酌むということであれ

前に通告はしておりませんが、不定期刑よりも、て見ていて気がついたことでございますので、事これも、済みません、私もきのう議事録を改め

うにお考えになりますか。 形に見直しをするということについては、どのよ不定期刑は廃止した上で、一般の刑と同じような

というか、考え方の違い、違いかどうかわかりま ことにかかってくるんだろうと思います。 うにしようということだと思うんですね。問題は、 とで、改善をした場合には早期に釈放もできるよ 思いますが、少年法の場合は、むしろ大人に比べ ろいろな不定期刑の宣告の仕方というのがあると したがって、不定期刑で、海外の事例を見てもい いうことがやりやすいという面がありますから、 けれども、逆に言えば、教育して更生していくと はり少年法は、まだ少年は、悪にも染まりやすい せんが、に基づくものではないかと思います。や すが、私は、今の問題は、少年法の基本的な、何 あるいは武さんの御意見ということもあるわけで そういう少年法の考え方がいいのかどうかという て下の方にフレキシビリティーを高めるというこ 今の階委員の問題提起というか

す。かというふうに、私自身、今現在は考えておりまかというふうに、私自身、今現在は考えておりまの基本的な考え方は今も妥当性があるのではないりよく勉強はしていないんですが、やはり少年法りよびいまして、実は少年法については私も余

ますけれども、検討していただきたいと思いざいますけれども、検討していただきたいと思いついても、今回改正では見直されなかった点でご法例もあるようでございますので、ぜひこの点に法例を奏員 不定期刑を廃止したという諸外国の立

ここまで少年法の議論をさせていただきました

るを得ないと私は思っております。 を得ないと私は思っております。 を得ないと私は思っております。 を得聴制度の見直しは今回されなかった。また、 をいう形で対応されましたけれども、被害者が本 という形で対応されましたけれども、被害者が本 という形で対応されましたけれども、被害者が本 という姿勢に非常に乏しいというふうに言わざるという姿勢に非常に乏しいただければ、被害者 はれども、あえて言わせていただければ、被害者

ます。しするときには改めていただければと思っておりしするときには改めていただければと思っておりですので、ぜひこの点は、今後、少年法を見直

には読んでいただきたいと時効にかかってしまうの出入者が亡くなられたときに、遺族には死亡一時金というものが支給されます。その死亡一時金というものが支給されます。その死亡一時金というものが支給されます。その死亡一時ですけれども、この記事については後で委員の方のけです。

っていて、失踪宣告という民法上の制度によりま問題は、失踪宣告がされた場合。行方不明にな

ます。いて死んだものとして扱われるということでありいて死んだものとして扱われるということでありてて、それが認められると、七年たった時点におすと、七年間生死不明であれば失踪宣告を申し立すと、

きから二年というふうに変えたわけです。 されまで厚労省は、死亡一時金の消滅時効の起 算点について、最初は、亡くなられたとみなされ たではなくて、失踪宣告がなされた時点から二年 というふうになった、逆ですかね、失踪宣告がさ たいうふうになった、逆ですかね、失踪宣告がさ というふうになった、逆ですかね、失踪宣告がさ というふうになった、逆ですかね、失踪宣告がさ というふうになった、逆ですかね、失踪宣告がさ というふうになった、逆ですかね、失踪宣告がさ というふうになった、逆ですかね、失踪宣告がさ というふうになった、逆ですかね、失踪宣告がら というふうになった。逆ですかね、失踪宣告がら というふうになった。逆ですかね、失踪宣告がら というふうになった。逆ですかね、失踪宣告がら というふうになった。逆ですかね、失踪宣告がる というふうになった。逆ですかね、失踪宣告がら というふうになった。逆ですかね、失踪宣告がる というふうになった。逆ですかね、失踪宣告がるれた時点がら二年 というふうになった。逆ですかね、失踪宣告がるれた時点がら二年 というふうになった。逆ですかね、失踪宣告がるれた時点がら二年

に立てるのは遺族側、遺族が任意のと に申し立てることができるわけですから、七年 をに申し立てることができるわけですから、七年 たったからといってすぐ申し立てるカけではなく たったからといってすぐ申し立てるケースがある。その場合、十年たってから申し立てるケースがあなに急いで宣告がされたとしても、その時点では、なされた時点から、十年たってから申し立てて、どんなされた時点から二年以上とっくに過ぎていますから、もう時効は成立していて、一時金の支給はから、もう時効は成立していて、一時金の支給はから、もう時効は成立していて、一時金の支給はから、もう時効は成立していて、一時金の支給はから、もう時効は成立していて、一時金の支給はから、もう時効は成立していて、一時金の支給はから、もう時効は成立していて、一時金の支給はから、もう時効は成立していて、一時金の支給はない。

監視委員会、私が民主党政権時の政務官のときにこに来て、総務省に設けられております年金業務このように解釈を変更したんですけれども、こ

がありました。 済するために、起算点をもとに戻したということ 指摘を踏まえて、再度、時効にかかる人たちを救これはつくったものなんですけれども、そこでの

) 「こういうふうに変転しているわけですけれども、こういうふうに変転しているわけですけれども、こういうふうに変転しているわけですけれども、こういうふうに変転しているわけですけれども、こういうふうに変転しているわけですけれども、

○髙鳥大臣政務官 階委員にお答えを申し上げます。

十四年五月に解釈を改めまして、死亡とみなされ踪宣告の審判の確定日としていたものを、平成二この二年の起算点につきましては、以前は、失滅することとされております。 この死亡一時金でございますが、国民年金法上、この死亡一時金でございますが、国民年金法上、

も踏まえまして、行ったものでございます。老齢年金と遺族年金の重複給付を避ける必要などこの解釈変更は、年金受給権に関する判例や、

た日としたところでございます。

給するという考え方でございます。 に、すなわち、運用で旧来どおり死亡一時金を支い、すなわち、運用で旧来どおり死亡一時金を支い事例が生ずるおそれがあるために、死亡一時ない事例が生ずるおそれがあるために、死亡一時たな解釈の結果、委員御指摘のとおり、受給できたな解釈の結果、委員御指摘のとおり、受給できたな解釈の結果、委員御指摘のとおり、受給できたな解釈の結果、委員御指摘のとおり、受給できたな解釈の結果、委員御指摘のとおり、受給できたな解釈の結果、委員御指摘のとおり、

今後、速やかに、平成二十四年五月から今まで

いたしたいと考えております。
方には個別に通知を行い、お支払いをすることとたしまして、支給を行う必要があると認められる今回の対応の対象となり得た方について確認をいの間に死亡一時金の請求を行っている方のうち、

を行ってまいりたいと存じます。事務所にお問い合わせいただくよう、周知、広報を掲載するなど、該当すると思われる場合は年金また、日本年金機構のホームページにお知らせ

な、 うことに対して、それについては前向きな回答を たので、それについてはやはり問題だということ 回答がされていた。ところが、平成二十四年一月踪宣告の審判の確定日とするという通達というか 保険庁の年金保険課から、 日に変えたということで、 三十日に、七年間の、死亡があったとみなされた 回整理しますと、もともとは、平成二十年に社会 **〇階委員** 私も話していてちょっと混乱するよう いただきました。 して死亡一時金をお支払いすべきではないかとい 運用を改めるというのであれば、早急に調査 ちょっと複雑な話なんですけれども、 権利を失う人が出てき 消滅時効の起算日は失 もう一

はですりにするにた、問題は、こういった混乱が生じているわけですね。途中で解釈を変更するときに、権利を決制限する方向に、一時金をもらえる人の権利を狭める方向での解釈の変更ということですから、私制限する方向に、一時金をもらえる人の権利を狭けですね。途中で解釈を変更するときに、権利をけてする。途中で解釈を変更するときに、権利をけてする。

ことについて、確認させてください。の意見を聞いた上で解釈変更を行ったのかというな慎重な検討がされたのか。例えば法務省や外部ところが、今回の解釈変更について、そのよう

○高鳥大臣政務官御局や学説での消滅時効の考え方を参照して行っすが、日本年金機構から疑義照会を受けまして、すが、日本年金機構から疑義照会を受けまして、

聞いていないと承知いたしております。その際、法務省等の外部の機関に意見等は特に

○階委員 確認ですけれども、内部での検討といいます。○階委員 確認ですが、その際、担当課だけでなく、うことなんですが、その際、担当課だけでなく、

でございます。 **〇髙鳥大臣政務官** 担当部局の判断ということ

〇階委員 担当課の独断でこのような解釈変更を

ばそういう事例だと思っています。が出されてもおかしくない、民間金融機関であれいます。これは、経営者の監督責任という問題思います。これは、経営者の監督責任という問題思います。これは、経営者の監督責任という問題

うい。はないかと思われますが、この点、いかがでしょはないかと思われますが、この点、いかがでしょ担当課の関係者に対して人事上の処分をすべきで、写回の件を受けて、厚労省の政務三役として、

う考え方で、平成二十四年五月当時、 も相談したところでございます。 との正当性につきましては、今回改めて法務省に によりまして厚生労働省が解釈の変更を行ったこ のと承知をいたしております。このような考え方 国民年金法を所管する省庁として解釈を行うとい て位置づけられておりまして、行政法規としての 〇髙鳥大臣政務官 民法上の債権ではなく、 国民年金の死亡一時金を受け 公的債権とし 対応したも

ことが必要だと考えます。 当時の経緯や考え方をよく確認した上で対応する おりますが、いずれにいたしましても、 分をすべき不適切な事情は見当たらないと考えて 考えが示されております。現時点では人事上の処 法を所管する厚生労働省で適切に判断すべきとの ちなみに法務省からは、 第一義的には国民年金 解釈変更

と思います。その原因を徹底究明して、 だから、問題があったことはお認めになっている 時金を支払うという対応をされるわけですよね。 時金をもらえなかった方を捜し出して、 れるべきだと思います。 じて人事上の処分を行うということも当然考えら この件が問題があるからこそ、 そして一 必要に応 今、

どのような取り組みを行うのか、この点について するために、厚労省としては、 もお聞かせ願えますか。 その上で、今後こうした問題が起きないように 今回の件を受けて

〇髙鳥大臣政務官 務に影響を与えるようなものにつきましては丁寧 **!解釈を行うに当たりましては、** お答えいたします。 国民の権利

義

要に応じて関係省庁に相談するなど、 してまいりたいと考えます。 に対応することが大切だと考えておりまして、 適切に対応 必

考えられるべきだと思っております。 して、 を変える場合には、私は、法務省に照会するなり の権利を制限する方向でこれまでの運用とか解釈 O階委員 そのように、 なるべく幅広く意見を聴取した上で慎重に 担当課だけで、 特に国 民

くて、 ります。また、大臣も所信におかれまして法の支 思いますが、この点、大臣の御所見をお尋ねしま なるべく積極的に、それはあなたの省庁の問題だ 配を貫徹すると力強くおっしゃっております。 から自分たちで考えてくださいというだけではな の解釈についてアドバイスを求められた際には、 の支配を貫徹する上で、 民事及び刑事の基本法を所管している法務省であ その上で、法務大臣にお聞きしますけれども、 積極的にアドバイスをすべきではないかと 今後、他省庁から基本法 法

います。 整合性というものが必要になってくるだろうと思 ことになりますと、民法の、 管しているわけでございますが、今の案件は、 きものでございますが、当然、時効というような 金関係の法案は本来厚労省において運用されるべ 〇谷垣国務大臣 こございますが、今の案件は、年 私どもは民法その他基本法を所 基本法の考え方との

ときは、今までも行っておりましたが、 っております。 して十分それにきちっと対応してまいりたいと思 したがいまして、 そのような照会を受けました 私どもと

> ます。 で、髙鳥政務官、 〇階委員 がとうございました。御退席いただけ この件についてはここまでにします きょうはお忙しいところ、あ ればと思

ます。 また少年法の方にちょっとだけ戻らせていただき 残り時 間がわずかでございますが、 済みません

しておきたいと思います。 ほどふえないんだということをぜひこの場で確認 の運用は、検察官が関与する場合というのはそれ て、もしも同じ範囲で拡大されるとしても、実際 れるというのはいかがなものかと。この件につい も、検察官関与もそれに伴って同じ範囲で拡大さ んからは、付添人の範囲の拡大はいいんだけれど ですが、特に少年事件にかかわっている弁護士さ 及び検察官関与制度の対象の拡大ということなん もう一つ、 少年法の今回 の改正で、 玉 [選付添:

潔に答弁をお願いします。 用意しておりますが、最後の点でございます、 この件について、①から③というふうに質問 簡 を

〇林政府参考人 今回の、 します。 度見込まれるか、そういうものとしてお答えいた 実際に検察官が関与する事件というものがどの程 事件が拡大される、そういうことに伴い 検察官関与制 一度の対 まして、

されるかは、 ざいます。 る罪というものに対象事件が拡大されるわけでご しくは長期三年を超える懲役もしくは禁錮に当た 今回の法改正によりまして、 もとより、どの程度に検察官関与がな 個別具体の事件における裁判所の判 死刑または無期

数もまちまちでございます。数もまちまちでございます。

○階委員 ありがとうございました。 とはないのではないかと思われます。 件の拡大に伴って大幅に増加するというようなことがあ、検察官関与の事件数というものが対象事件の拡大に伴って大幅に増加するというようなことはないのではないかと思われます。 とはないのではないかと思われます。 とはないのではないかと思われます。